

公益財団法人 助成財団センター

資産運用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人助成財団センター（以下「当センター」という。）定款第9条の規定に基づき、財産の運用・管理に関する方針、並びに手続について定めることを目的とする。

(適用される財産)

第2条 この法人が保有する基本財産、特定基本財産及びその他の財産のうち、金融資産にこの規程を適用する。

(基本方針)

第3条 基本財産及び特定基本財産は、資産価値の維持を図ることを旨として管理し、元本返還が確実に最善と考えられる方法による運用に務める。

2 その他の財産は、元本返還の確実性が高く、かつ可能な限り高い運用益が得られる方法による運用に務める。

(財産運用責任者)

第4条 理事長は、専務理事を財産運用責任者に任命し、日常の財産の運用・管理に当たらせることができる。

- 2 理事長は財産運用責任者を監督し、必要に応じて報告を求め適切な指示をしなければならない。
- 3 財産の日常管理について、専務理事は財産運用担当者を任命し、財産運用担当者は財産運用を実行することができる。ただし、財産の運用については財産運用責任者である専務理事が判断し決定するものとし、財産運用担当者はその結果について随時報告しなければならない。

(財産運用の対象)

第5条 財産の運用に当たっては、その対象を国内預貯金、国債、地方債、政府保証債、事業会社社債、流動化債権、金銭信託、中期国債ファンド、MMF、公社債投資信託及び円建て外債・ユーロ円債とする。

2 前項の対象外の運用を必要とする場合には、外部専門家の意見と助言を得た上で、その都度理事会の議決を経て理事長が行う。

(債券等の信用格付け)

第6条 前条の運用対象の格付け基準は、第2項に規定する格付け機関のうち、2格付け機関以上がBBB以上と格付けしているものを原則とする。

2 格付け機関は次のとおりとする。

- (1) ムーディーズ・インバスターズ・サービス (Moody's)
- (2) スタンダード・アンド・プアーズ (S&P)
- (3) 格付投資情報センター (R&I)
- (4) 日本格付研究所 (JCR)

(債券等の格付け低下への対処)

第7条 前条に定める格付け評価基準により購入した運用対象が、保有中に第6条第1項に規定する格付け基準に抵触した場合は、第4条に規定する財産運用責任者はその対策について理事長と協議の上、速やかに対処しなければならない。

2 前項の対処内容について、財産運用責任者は事後的に理事会に報告するものとする。

(理事会・評議員会への報告)

第8条 理事会は、毎年度の財産運用の経過及び結果について、年1回又は必要に応じて理事長から報告を受けるものとする。

2 評議員会は必要と認めた場合、財産運用の経過及び結果について理事長から報告を受けるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成15年6月24日から施行する。
- 2 この規程は、平成17年5月30日から施行する。
- 3 この規程は、平成21年11月5日から施行する。